

第五十八回国会 衆議院 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第五号

昭和四十三年三月二十七日(水曜日)

午後零時四十分開議

出席委員

委員長 小沢佐重喜君

理事 久野 忠治君

理事 渡海元三郎君

理事 島上善五郎君

理事 岡澤 完治君

理事 奥野 誠亮君

理事 熊谷 義雄君

理事 高橋 英吉君

理事 松浦周太郎君

理事 阿部 昭吾君

理事 山下 榮二君

出席国務大臣

自治大臣 赤澤 正道君

自治政務次官 細田 吉藏君

自治省選挙局長 降矢 敬義君

出席政府委員

自治政務次官 細田 吉藏君

自治省選挙局長 降矢 敬義君

出席政府委員

自治政務次官 細田 吉藏君

自治省選挙局長 降矢 敬義君

出席政府委員

自治政務次官 細田 吉藏君

自治省選挙局長 降矢 敬義君

出席政府委員

自治政務次官 細田 吉藏君

自治省選挙局長 降矢 敬義君

出席政府委員

自治政務次官 細田 吉藏君

自治省選挙局長 降矢 敬義君

出席政府委員

自治政務次官 細田 吉藏君

自治省選挙局長 降矢 敬義君

出席政府委員

自治政務次官 細田 吉藏君

同(井岡大治君紹介)(第二七一三三三)

同(井上泉君紹介)(第二七一四四四)

同(石橋政嗣君紹介)(第二七一五五五)

同(岡田春夫君紹介)(第二七一六六六)

同(久保三郎君紹介)(第二七一七七七)

同(田中武夫君紹介)(第二七一七八八)

同(中澤茂一君紹介)(第二七一八九九)

同(外一件)(福岡義登君紹介)(第二七二〇〇)

同(戸叶里子君紹介)(第二七二四九九)

同(浜田光人君紹介)(第二七二五〇〇)

同(美濃政市君紹介)(第二七二五一一)

同(森本靖君紹介)(第二七二五二二)

同(山中吾郎君紹介)(第二七二五三三)

同(渡辺芳男君紹介)(第二七二五四四)

同(曾根益君紹介)(第二七二五五五)

同(木原実君紹介)(第二七八二二二)

同(栗林三郎君紹介)(第二七八三三三)

同(外一件)(西宮弘君紹介)(第二七八四四四)

同(堀島雄君紹介)(第二七八五五五)

同(外一件)(西宮弘君紹介)(第二七八六六六)

同(堀島雄君紹介)(第二七八七七七)

同(外一件)(西宮弘君紹介)(第二七八八八八)

同(堀島雄君紹介)(第二七八九九九)

同(外一件)(西宮弘君紹介)(第二八九〇〇〇)

同(堀島雄君紹介)(第二八九〇一一)

同(外一件)(西宮弘君紹介)(第二八九〇二二)

同(堀島雄君紹介)(第二八九〇三三)

同(外一件)(西宮弘君紹介)(第二八九〇四四)

同(堀島雄君紹介)(第二八九〇五五)

同(外一件)(西宮弘君紹介)(第二八九〇六六)

同(堀島雄君紹介)(第二八九〇七七)

同(外一件)(西宮弘君紹介)(第二八九〇八八)

同(堀島雄君紹介)(第二八九〇九九)

同(外一件)(西宮弘君紹介)(第二九一一〇〇)

同(堀島雄君紹介)(第二九一一一一)

同(外一件)(西宮弘君紹介)(第二九一二二二)

同(堀島雄君紹介)(第二九一二三三)

同(外一件)(西宮弘君紹介)(第二九一二四四)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三三)

公職選挙法改正に関する件

○小沢委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を議題として質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。西宮弘君。

○西宮委員 前回の審議の際に資料の要求をいたしておきましたところ、いま資料の配付がありましたので、その概要について御説明を願います。

○降矢政府委員 先般要求がございました資料につきまして、お手元に御配付申し上げておりますので、御説明申し上げます。

第一ページは、基準単価の改定の経過でございます。三十八年の十月二十四日に、総選挙を目前に控えて、単価の改定がございまして、四十年に、参議院選挙のために超過勤務手当の改定を行なったわけでございます。今回の改定は、ここに書いてありますように、超勤、費用弁償、人夫賃、新炭費、通信費、旅費につきまして、先般御説明申し上げたようなことで改定を行なったわけでございまして、一番右の欄に、三十八年を一〇〇にした場合の伸び率を書いてございます。

それから次のページであります。これは国会議員の選挙執行経費につきまして、調整費をどういふふうに使ったかということでございまして、四十五万円の調整費でございまして、それを大きく

い順から申しますと、まず、豪雪関係が一億八千三百四十五万円、超過勤務手当が一億四千八百一十一万八千円、不在者投票の特別分、これは例の郵便料の値上げに見合う分でありまして、千六百九十四万九千円、投票箱等整備費、これは投票区が選挙区ごとにあてがわれてまいりますので、その分についての投票箱の調製費等を見まして千六百三万円、その次は選挙公報発行費でありまして、若干県によって不足する分がありましたので、この分に千八百九十万三千円を割り当てたわけでございまして、四十年の参議院の選挙の際には調整費が二千円でありまして、投票箱に五百七十五万七千円、選挙公報発行費その他に一千四百二十四万三千円を割り当てたわけでございます。

次のページは、先般の衆議院議員の選挙執行経費の執行状況につきまして、AからFまでの市並びにG、Hの町を一つの例に出しましたが、それにおきまして、A市の場合について申し上げますと、投票所経費につきましては六十五万六千円余っております。だが、開票所経費におきましては十四万三千円不足している、こういうふうなところで、出たわけでございまして、不足しているのは、候補者氏名等掲示費あるいはポスター掲示場費等が不足しておるからこうなっております。それから次のページにまいりまして立ち会い演説会経費等でありまして、総額で、一番最後に十六万二千円という差額の数字が出ております。以下、同じような調査に基づきましてこれを作成したわけでございます。

簡単でございますが、資料の説明を終わります。

○西宮委員 それでは、第一ページの、昭和三十三年と今回の改正を比較して、アップ率が最後の欄にあるわけですが、これは、たとえば物価の上昇率あるいは公務員賃金の上昇率、そういうものに比べるとどういう関係になりますか。

○降矢政府委員 先般要求がございました資料につきまして、お手元に御配付申し上げておりますので、御説明申し上げます。

第一ページは、基準単価の改定の経過でございます。三十八年の十月二十四日に、総選挙を目前に控えて、単価の改定がございまして、四十年に、参議院選挙のために超過勤務手当の改定を行なったわけでございます。今回の改定は、ここに書いてありますように、超勤、費用弁償、人夫賃、新炭費、通信費、旅費につきまして、先般御説明申し上げたようなことで改定を行なったわけでございまして、一番右の欄に、三十八年を一〇〇にした場合の伸び率を書いてございます。

それから次のページであります。これは国会議員の選挙執行経費につきまして、調整費をどういふふうに使ったかということでございまして、四十五万円の調整費でございまして、それを大きく

い順から申しますと、まず、豪雪関係が一億八千三百四十五万円、超過勤務手当が一億四千八百一十一万八千円、不在者投票の特別分、これは例の郵便料の値上げに見合う分でありまして、千六百九十四万九千円、投票箱等整備費、これは投票区が選挙区ごとにあてがわれてまいりますので、その分についての投票箱の調製費等を見まして千六百三万円、その次は選挙公報発行費でありまして、若干県によって不足する分がありましたので、この分に千八百九十万三千円を割り当てたわけでございまして、四十年の参議院の選挙の際には調整費が二千円でありまして、投票箱に五百七十五万七千円、選挙公報発行費その他に一千四百二十四万三千円を割り当てたわけでございます。

次のページは、先般の衆議院議員の選挙執行経費の執行状況につきまして、AからFまでの市並びにG、Hの町を一つの例に出しましたが、それにおきまして、A市の場合について申し上げますと、投票所経費につきましては六十五万六千円余っております。だが、開票所経費におきましては十四万三千円不足している、こういうふうなところで、出たわけでございまして、不足しているのは、候補者氏名等掲示費あるいはポスター掲示場費等が不足しておるからこうなっております。それから次のページにまいりまして立ち会い演説会経費等でありまして、総額で、一番最後に十六万二千円という差額の数字が出ております。以下、同じような調査に基づきましてこれを作成したわけでございます。

簡単でございますが、資料の説明を終わります。

○西宮委員 それでは、第一ページの、昭和三十三年と今回の改正を比較して、アップ率が最後の欄にあるわけですが、これは、たとえば物価の上昇率あるいは公務員賃金の上昇率、そういうものに比べるとどういう関係になりますか。

○降矢政府委員 先般要求がございました資料につきまして、お手元に御配付申し上げておりますので、御説明申し上げます。

第一ページは、基準単価の改定の経過でございます。三十八年の十月二十四日に、総選挙を目前に控えて、単価の改定がございまして、四十年に、参議院選挙のために超過勤務手当の改定を行なったわけでございます。今回の改定は、ここに書いてありますように、超勤、費用弁償、人夫賃、新炭費、通信費、旅費につきまして、先般御説明申し上げたようなことで改定を行なったわけでございまして、一番右の欄に、三十八年を一〇〇にした場合の伸び率を書いてございます。

それから次のページであります。これは国会議員の選挙執行経費につきまして、調整費をどういふふうに使ったかということでございまして、四十五万円の調整費でございまして、それを大きく

い順から申しますと、まず、豪雪関係が一億八千三百四十五万円、超過勤務手当が一億四千八百一十一万八千円、不在者投票の特別分、これは例の郵便料の値上げに見合う分でありまして、千六百九十四万九千円、投票箱等整備費、これは投票区が選挙区ごとにあてがわれてまいりますので、その分についての投票箱の調製費等を見まして千六百三万円、その次は選挙公報発行費でありまして、若干県によって不足する分がありましたので、この分に千八百九十万三千円を割り当てたわけでございまして、四十年の参議院の選挙の際には調整費が二千円でありまして、投票箱に五百七十五万七千円、選挙公報発行費その他に一千四百二十四万三千円を割り当てたわけでございます。

次のページは、先般の衆議院議員の選挙執行経費の執行状況につきまして、AからFまでの市並びにG、Hの町を一つの例に出しましたが、それにおきまして、A市の場合について申し上げますと、投票所経費につきましては六十五万六千円余っております。だが、開票所経費におきましては十四万三千円不足している、こういうふうなところで、出たわけでございまして、不足しているのは、候補者氏名等掲示費あるいはポスター掲示場費等が不足しておるからこうなっております。それから次のページにまいりまして立ち会い演説会経費等でありまして、総額で、一番最後に十六万二千円という差額の数字が出ております。以下、同じような調査に基づきましてこれを作成したわけでございます。

簡単でございますが、資料の説明を終わります。

○西宮委員 それでは、第一ページの、昭和三十三年と今回の改正を比較して、アップ率が最後の欄にあるわけですが、これは、たとえば物価の上昇率あるいは公務員賃金の上昇率、そういうものに比べるとどういう関係になりますか。

○降矢政府委員 先般要求がございました資料につきまして、お手元に御配付申し上げておりますので、御説明申し上げます。

第一ページは、基準単価の改定の経過でございます。三十八年の十月二十四日に、総選挙を目前に控えて、単価の改定がございまして、四十年に、参議院選挙のために超過勤務手当の改定を行なったわけでございます。今回の改定は、ここに書いてありますように、超勤、費用弁償、人夫賃、新炭費、通信費、旅費につきまして、先般御説明申し上げたようなことで改定を行なったわけでございまして、一番右の欄に、三十八年を一〇〇にした場合の伸び率を書いてございます。

それから次のページであります。これは国会議員の選挙執行経費につきまして、調整費をどういふふうに使ったかということでございまして、四十五万円の調整費でございまして、それを大きく

い順から申しますと、まず、豪雪関係が一億八千三百四十五万円、超過勤務手当が一億四千八百一十一万八千円、不在者投票の特別分、これは例の郵便料の値上げに見合う分でありまして、千六百九十四万九千円、投票箱等整備費、これは投票区が選挙区ごとにあてがわれてまいりますので、その分についての投票箱の調製費等を見まして千六百三万円、その次は選挙公報発行費でありまして、若干県によって不足する分がありましたので、この分に千八百九十万三千円を割り当てたわけでございまして、四十年の参議院の選挙の際には調整費が二千円でありまして、投票箱に五百七十五万七千円、選挙公報発行費その他に一千四百二十四万三千円を割り当てたわけでございます。

次のページは、先般の衆議院議員の選挙執行経費の執行状況につきまして、AからFまでの市並びにG、Hの町を一つの例に出しましたが、それにおきまして、A市の場合について申し上げますと、投票所経費につきましては六十五万六千円余っております。だが、開票所経費におきましては十四万三千円不足している、こういうふうなところで、出たわけでございまして、不足しているのは、候補者氏名等掲示費あるいはポスター掲示場費等が不足しておるからこうなっております。それから次のページにまいりまして立ち会い演説会経費等でありまして、総額で、一番最後に十六万二千円という差額の数字が出ております。以下、同じような調査に基づきましてこれを作成したわけでございます。

簡単でございますが、資料の説明を終わります。

○西宮委員 それでは、第一ページの、昭和三十三年と今回の改正を比較して、アップ率が最後の欄にあるわけですが、これは、たとえば物価の上昇率あるいは公務員賃金の上昇率、そういうものに比べるとどういう関係になりますか。

○降矢政府委員 先般要求がございました資料につきまして、お手元に御配付申し上げておりますので、御説明申し上げます。

○降矢政府委員 これを算定いたしました基礎は、今回——毎回そうでございますが、四十二年の財政計画に見られております県及び市町村の給与単価に、去年の八月からのベースアップ分等を加えまして、四十三年度にその額を延ばして、そうして時間、二千二百八十八時間だと思ひますが、それで割り返しまして一時間当たりの単価を出したわけでございまして、あわせていま御質問の諸要素を、給与単価及び人事院勧告に基づきまして給与のアップ率によって算定しておるわけでございまして、そういう要素を加味してすべてこういう数字を計上した、こういうことでございまして。

○西宮委員 それでは第二ページであります。昨年の衆議院の総選挙の場合、三億八千三百四十五万円の調整費を使つてゐるのですが、その前の年、つまり前回の参議院の選挙で調整費はわずかに二千万円、こういうことなんだけれども、これはどうして衆議院の場合に調整費がよいのかかるのですか。

○降矢政府委員 これは一ページの経過説明のところで、改定いたしましたのは、四十年の四月一日に超過勤務手当だけを改定してございまして。その後改定がなく、先般の国会でも提案いたしましたけれども、それも廃案になつたわけでございまして。したがって、総選挙の際には、基準経費としては四十一年のベースにおける法律でございまして。そこで、金額として一番大きくなりましたのは、この二ページの調整費の中で、超過勤務手当が一億四千八百万円ございまして。したがって、法律の基準ベースが四十一年ベースになつておりましたので、四十二年の総選挙の際には、超過勤務をはじめとして不足分を調整費といふかっこうでやつたわけでございまして。

なお、豪雪関係分につきましては、当初この調整費が約二億でございまして、後日、選挙の告示が始まりました十日目に、私たちが町村の実情等を調査いたしました、この豪雪の関係につきましては、特に一億八千三百万余の調整費を計上することによって配分することにした次第でござ

います。

○西宮委員 昭和四十年には超過手当の分だけしか改定にならなかつた、したがって、その四十年の七月に行なわれた参議院の選挙の際には調整費が非常に少ない、こういう形なんだけれども、そもそも調整費というのは、たとえば超過が少いとか、その他人夫費でも、薪炭費でも、あるいは費用弁償にしても、各項目に盛られてゐる各種の経費が十分でない場合に、むしろ調整費が大いに効果を發揮する、こういうことになるのだと私は常識的に考へておつたのだけれども、そうではないのですか。

○降矢政府委員 たてまえとしてはまさに仰せのとおりでございまして。基準経費につきましては、各地方団体を一律に見ました基準の経費でございまして、個別の各地方団体ごとには多少具体のこぼれがございまして。それをある程度調整するといふ意味でございまして、調整費としてはまさにお説のような考へ方がたてまえだといふふうに考へております。

○西宮委員 そうだとすれば、四十年の参議院選挙のときには、わずかに二千万円しか調整費として充当してゐないといふのは、要するに予算が二千万円しかなかつたので、やむを得ずこの限度でおさめた、こういうことになるわけですか。

○降矢政府委員 四十年の際には、主として超過勤務手当の分を法律改定をいたしました見ましたので、これで足りたものといふふうに私は理解しております。

○西宮委員 私は、調整費というやうなものが、あまり実多額にあることをむしろ好ましくないと考へておるのです。せつかくそれぞれの基準が法定されておるものでありますから、その基準に従つて機械的に計算して機械的に答へが出てくる、こういうやり方が最も望ましいのではないかと考へておる。非常に画一的な基準を設けても、そのとおりにいかない場合もあります。したがって、そういう不測の事態にある程度の弾力を加える、こういうために若干の調整費が必要だ、こういうことは

決して否定はいたしませんけれども、本来の姿としては、むしろせつかくの基準があるのだから、これであくまでも機械的に計算する、こういうことが望ましいのではないかと考へるのですが、その点の見解はいかがですか。

○降矢政府委員 これは国の場合にとりましても地方団体にとりましても、一つの基準でありまして、一応これをめどにして、ある程度の選挙経費がそれぞれの団体において予定されるわけでございまして。お説のとおり、各地方団体ごとによつてまかなうことが望ましいわけではございませんが、ただ何と申しましても、いま御指摘がございましたように具体の市町村ごとには若干のこぼれがどうしても生じますので、そういう意味で従来からも約二千万程度の調整費を計上して、最後に実際の経費の調整をはかるという方式をとつておるわけでございまして、それもある程度やむを得ないかといふふうに考へております。

○西宮委員 そういう点については、あとで大臣が見えました際に若干の意見として申し上げてお答えを得たいと思つておりますが、もう一つ別な問題でお尋ねをしたいと思います。

それは、地方の実情を見ると、入場券の作成あるいは配付、こういうことに財政面で非常に苦勞をしておるやうであります。これについては何らか改善の意図はありますか、この前のときも私もちょっと指摘をいたしました。

○降矢政府委員 入場券につきましては、作成経費と配付の経費を基準として見ておるわけでございまして、今回の改正におきましては、配付の關係で、人夫賃の賃金の引き上げといふやうなことで財源的に見る処置をしたやうなかつたことではございません。

○西宮委員 特にそのうちで問題になるのはその配付の経費なんでありまして、この点について最近特に末端の人員費が上つておる、あるいはまた、それがために事実上は町内会に頼んでそういうところをやつてもらふ、そういう例が非常に多いと思つております。しかし、なかなか町内会

等もこういう経費ではしよい切れない、こういう苦情が末端にはかなり多いように私どもは見受けておるのですが、そういう実態を御承知になっておりますか。

○降矢政府委員 入場券の配付の件につきましては世帯ごとに配付をする。配付のしかたについては、たてまえとして使送といふかっこうにしてございまして、従来から人夫賃といふものを計上してそれによつて配付をしていただく方式をとつておつたわけでございまして、御案内のとおり、入場券につきましては、出しているところと、たとえば大都市でも入場券を全然出していないところもございまして。したがって、たてまえとして使送といふかっこうを維持して、これについての配付費といふかっこうで基準経費は見ざるを得ないのではないかと、こういうふうに考へまして、今回もただ配付費について、従来のベースであります市の場合には四百九十円になつておりますが、それを六百六十円の単価に引き上げるという措置を講じたのでございまして。

○西宮委員 そういうふうに、なかなか町内会等でも引き受けてくれない。そういう実態がある。同時にまた、たとえば町内会等に入場券の配付をやらせるといふこと自体が実は適当ではないと思ふのです。往々にして、それとあわせて戸別訪問のやうなことが行なわれる可能性、危険性も想像されるのです。ああいうやうに町内会長が各戸を回つて配つて歩くといふことは、決して適当なやり方ではないと思ふのです。さらに加えて、いま言つたやうな経費負担の問題もあるといふやうなことだと、むしろこれは郵送をする、こういう制度に改むべきだと思つておりますが、それに対するお考へはどうですか。

○降矢政府委員 御案内のとおり、大きい都市といわゆる小さい市町村におきまして、必ずしも配付のしかたが現状一律でございませぬ。したがって、御指摘のやうにすべて郵送といふかっこうにするのがいいかどうかといふことになりまして、やはりその町村に配付のしかたについては選択を

させたほうが実情に即するのではないか、こういう気持ちを持っております。また、入場券自身につきましても、御案内のとおり長い間強制という制度にはなっておりません。その団体ごとに入場券でやるかあるいはチラシ等で徹底するかというやり方になっておりますので、いま御指摘のように、一律全部郵送にするということは、直ちに結論が出る問題ではないというふうに感じております。

○西宮委員 それでは、その実例として、入場券を郵送しているという市町村、あるいは入場券を用いずして他の方法で宣伝といいますが、通知をする、そういうやり方をしていくのが、実例としておの何市町村ありますか。

○降矢政府委員 いまその実例は、全体についてのくわいになっていくのか承知しておりませんが、たとえば東京都におきましては郵送の方法を講じておりますが、横浜市においては全然入場券を発行せず、別途の方法で投票日と投票日注意等を周知させている実例になっております。

○西宮委員 たとえば東京都、東京都に限らぬですけれども、郵送する場合には相当の経費負担をしていこうと思ふだけでも、これは全くその町村の自前でやっていると聞かれますか。

○降矢政府委員 先ほど申し上げましたとおり、その配付費につきましては、たとえば区の場合であります、人夫賃といふか、つまり一世帯当たり四円五十銭見ていることになっております。なお、おそろく調整費で先般のものは若干見たように私は記憶しております。

○西宮委員 大臣が見えたら若干質問をしておきたいと思ふ。——それでは、大臣がお見えになりましたから、二、三質問やら注文やら、したいと思ふ。

第一は、この選挙の執行経費については、私は、毎年の物価その他の上昇に完全にスライドをする、こういう制度を採用すべきだと思ふのです。その考え方は、いままで事務局その他のと審議をする間に、その原則は十分妥当であると

いうことは承認をしてもらっておるわけです。大臣はいかがですか。

○赤澤国務大臣 いろいろ検討の対象にはいたしております。

○西宮委員 ばかにそつけない返事でございますけれども、それはもちろん、予算の関係もあるから、いまずぐにもスライド制を確立するということとは決して簡単にできることではないと思ふのですが、少なくとも考え方としてはそうあるべきだ、こういうことはひとつ承認をしてもらいたいと思ふのですが、どうですか。

○赤澤国務大臣 ごもっともでございますので、そういう方向で検討をしておるということでございます。

○西宮委員 総選挙はきまつておらない、いつあるかわからないということでもあり、したがって、毎年毎年これを改定していくことが必ずしも実情に合わないという面もありますけれども、しかし、少なくとも補欠選挙は、毎年おそろく数件の補欠選挙があるだろう。さらに、参議院の選挙はその間々に途中に入ってくる。こういうこともあるわけですから、その基準単価等は毎年物価その他に応じて改定をしておいて、その経費はたとえば予備費等で計上しておく、そうして該当事項がなければそのまま使わなくてよろしいんだし、むしろ総選挙等いつあるかわからないことも想定しながら、毎年の物価、人件費の値上がりというようなものに依りて、スライド的な考え方のもとに基準は改定をしておくことが当然あつてしかるべきだと思ふのですが、もう一ぺんお聞きしたいと思ふ。

○赤澤国務大臣 先ほど申しましたように、そういう方法は合理的だと思ふので、その方向で検討はしておりますけれども、事務局でもなかなかやつかない面もありますので、いろいろ苦慮いたしておりますけれども、そういう方向で努力を続けていくつもりでございます。

○西宮委員 さらに、今回は五年ぶりの改定が——途中でわずかな改定がありましたけれども

も、それを除いては五年ぶりの改定が行なわれたわけです。そこで、前から見ると、ものによつてそれぞれいまもった資料に示されたような率でアップされております。したがって、その前に比べれば相当の改善になっておると思ふ。ただ、私は不幸にしてその全国的な資料を集めるなというところはとうていできないので、私の地元、仙台市の例だけをみてみたわけですが、それによつて、たとえば昨年の総選挙等においては七十何万円かのいわゆる足を出しているわけですが、それが今度の改定、いま提案されているこの基準に従つて計算し直してみますと、それでおおつた二十幾何万円の赤字になるわけであり、す。もちろんこれには人件費の単価その他に、各町村等によつていろいろ不同がありますから、一

がいに仙台がそうだから全国そうだということには必ずしもならないと思ふますけれども、私ども地元の仙台だけを例にとつてみると、やはりそういう結果が出ておる。こういうことは好ましいことではないので、その改定をする機会には、ぜひともそういう足を出したりすることのないように、そういう改定が当然なされてしかるべきだというふうに思ふのですが、これはあえて仙台の問題ではなしに全般的な問題として、その辺を基本的にはどういふふうにお考えですか。

○降矢政府委員 ただいまの御質問でございますが、基本的にはそういう方向であることが当然望ましいと思ふ。ただ、具体的問題といつたしまして、いま御指摘のありましたように、各地方団体の給与単価のベースが違ふということが相当影響いたします。また実問題として、あるいは御案内かと思ふますが、基準経費におきましては投票所については何人くらい、担当事務については何人くらいというようなる程度の想定をした従事人員が考えられておりますが、実際の運用におきましては必ずしもそうはいっていないわけでございます。そこで、先般の調査によりまして

も、この資料にも出ておりますように、開票所経費において不足する例が非常に多いと思ふ

て、それは一つは、開票時間が従来見ておるのは八時から十二時までの四時間でありまして、それが若干短い。そこで、今回二時間さらに延長いたしました。その分は超過勤務手当等に直ちにね返つてくるわけでございます。全体としてこの基準経費につきましては、御案内のように総額幾らということでは、その団体における使い方の違いものにつましましては、補助金のようにこれはこうだ、これはこうだという、いわば締めつけ的な経費の使い方ではないに、非常に弾力的に使えるようにしてあるわけでございます。したがって、いま若干この資料におきまして不足額が出るわけでございますが、全体の基本的な考え方としては、いま御指摘のような方向で考えるべきもの、こう思っております。

○西宮委員 あと二つばかり簡単に希望を申し上げておきたいと思ふますが、たとえばいまもった資料によりますと、昨年の衆議院の選挙の際には三億八千三百万という調整費を使つておるわけですが、その前の参議院の選挙のときには二千万というのですけれども、これは、調整費というやうなものとは一種の安全弁でまいった経費でまかなえない不測の事態に備える、そういう制度で、そういう制度が必要だといふことは私もわかりません。しかし、こういう金額があまり多いことは決して望ましいことではない。むしろもっと基準を明確にして、きわめて機械的に各町村の必要経費がそろばんではじけばすぐ出てくる、こういうあり方が望ましいと思ふのです。その点については選挙局長も同意をしたわけですが、私はもっと基準を明確にして、しかもそれが現実的に即する基準にして、そういう調整費など、いわゆるつかみ金みたいなやり方でなく、そういう自由のきかない方法で必要経費を完全にカバーするということが望ましいと思ふのです。これはぜひともそういう方向で検討してもらいたいといふことを、希望を兼ねて申し上げておきたいと思ふ。

○赤澤国務大臣 一応の基準を示して、かなり弾力的な運用ができるようにしてありますけれども

も、にもかかわらず、やはりいろいろな事情で足りないところも出てくると思います。ですから、実情に即して調整的なもの——つかみ金と一言でおっしゃいますけれども、何も基準がないわけではございませんので、こういったものがあるというところもいまの段階ではやむを得ないと思いますが、考え方としては、西宮さんのおっしゃる通りであると考えております。

○西宮委員 最後に、入場券の問題でお尋ねをしておいたのですが、これについて大臣に一言申し上げておきたいと思ひます。

それは、入場券というやり方でやらないところもあるのですが、おそらく全国大半の市町村が、入場券というやり方でやっていると思うのです。そこで、その際に問題になるのは、入場券を交付する経費なんです。これは、きわめて実情に即さない安い経費のために、おそらく大半の市町村では町内会等に委託をして配って歩く、こういう方法がとられていると思うのですが、私はそれに対しては問題が二つあると思う。

一つは、実情に即さないために町内会等が非常にこれを毛ぎらいする、敬遠をする、こう情勢が見えております。

それからもう一つは、根本的には、たとえば町内会長とか、あるいはそういう町内会の顔役というようなのが一軒一軒回って配って歩くというようなことは、ややもすると戸別訪問につながるおそれがあるわけです。

したがって、こういうやり方は廃止すべきであるというふうに思う。たとえば東京都などは、現に郵送をしておるそうです。ですから、郵便で送るといふのでそういう誤解も起こさないし、同時にまた、その町内会がそういうものをしよい込んで迷惑するというようなこともないわけ、郵送するという制度に改むべきだと思うのです。もちろん、いま見ておる単価に比べると、郵送の場合には経費が高くなると思いますが、したがって財政面の問題はあろうと思いますが、それらを解決されるならば、あるいはそれらをぜひとも解決をして

郵送の制度に改める、そういう方向でもってやってもいいというふうに思うわけですが、どうですか。

○赤澤国務大臣 もちろん十分検討させていただきましても、画一的な方法を、たとえば郵送なら郵送ということ、きちんときめてしまおうというところはどうかと思われる点もあるわけですが、郵便にたよりさえすればそれは一番確実かということの保証もないわけですし、この問題はなお実態をよく検討いたしまして、たゞいま一つの御意見が出たわけでもございませんので、将来に向かって検討いたしたいと思ひます。

○小沢委員 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○小沢委員長 これより討論に入るのであります。別に討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

内閣提出の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小沢委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任を願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小沢委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○小沢委員長 次に、公職選挙法の改正に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許しま

す。伏木和雄君。

伏木君に申し上げますが、自治大臣は午後一時三十分に参加議院予算委員会に出席されますので、この点お含みの上、御発言を願ひます。

○伏木委員 時間がありませんから、簡単に伺ひたいと思います。

質問に先立ちまして、自治省においては、政府の一省一局削減という問題で選挙局を廃止するというような意向のようでありますが、これに伴いまして、選挙局が従来所管とすべき関係の法案、これらが非常におくれているという点で、私自身、大臣が選挙局に関する法案作成にあつたの熱意に対して若干疑義を持つものであります。ということは、政治資金規正法にしろ、あるいは公選法の一部改正、自由化の問題、あるいは永久選挙人名簿登録回数増加の問題、こういったものが遅々として進まず、いまだにその方向すらわかっていないという点で、選挙局を廃止するという自治大臣自身が、この公選法というものの対して熱意が欠けているのではないかとこの点を感ずるわけですが、まず、大臣自らの御所見を承っておきたいと思ひます。

○赤澤国務大臣 先般政府が決定いたしました一省庁一局削減は、どの省庁もそれぞれ六月には廃止することになっております。しかし、自治省の場合は、たゞいま仰せられましたとおり、法案の問題もありまして、参議院の選挙も控えておりますので、そういった意味で特に二カ月おくらせまして八月に廃止をする、こういうふうにしておるわけでございます。いずれにいたしましても、そのために選挙制度全般、また、いま非常に問題になっております資金規正法などについての姿勢というものを考えるわけでは決してございませんので、たとえ選挙局の名前がなくなりますが、格段こういった問題につきましては努力する考え方でおります。

○伏木委員 それでは、大臣がこつと答弁されておいたことは、政治資金規正法は、当初、二月下旬に政府は出すというふうな見解をとってお

りました。途中、予算委員会の答弁等におきましてはそれが変更されて、三月中旬、それがさらに後退して三月下旬、こういうふうな後退をしてまいったわけでありまして、もう三月下旬です、本日は二十七日ですから、現段階においてもまだめどが立っていないというように私たちが感じておりますが、出すとすれば一体いつ出すのか。本国会で成立できる十分な日数をもって出すのか、それとも会期末ぎりぎりまで十分審議もできないというふうな追い込まれた状態で提出するのか。現在、規正法に対してどういう考えを持っていますか。進んでいっているのか。もう参議院選もありまして、今国会も限られたことでありますから、このくらしいことはおわかりになると思いますが、出すとすればいつごろ出すのか、あるいは十分審議日数をとるつもりがあるのかどうか、ひとつこの点をお尋ねしたいと思います。

○赤澤国務大臣 記録を調べていただきますればわかりますけれども、私はいままで、二月中旬に出すとか三月中旬に出すとかいうことは申し上げておりません。私が申し上げたことは、成案を得次第国会に提出いたします。と申しますことは、たゞいま伏木さんも、出すのは、出すのはとおっしゃいますが、出すというのは自治省の門を出すのも出すのであるし、それから政党政治ですから、責任政党である与党側のいろいろな関門を通過しまして、閣議決定を経て出す、これも出す。しかし、やはり私も申します意味は、少なくとも提案するということとは国会に対する提案である、提案するからにはぜひ成立させたい、成立の前段階では十分審議の時間はつくらなければならぬということから、努力を重ねております。

いまの段階を申し上げますと、何も自治省がぐらぐらしておるわけでも何でもないわけですが、大体新聞等でお察しのとおり、与党側の意見調整を——目途としては、ずいぶんおくれましたけれども、大体今週中にはほぼめどがつくという考え方でございます。さらに、今度は政府側と意見の調整もいたしまして、そして自治省側として事

務当局案ができましたら、これを党に提出して、いろいろな段階を経て提案の運びになりま
す。しかし、あせりましても、議会政治という
はそういうものですからどうにもならない。われ
われとしては、とにかく一日も早く国会に提出し
て皆さんの十分な御審議をわすれたいという
考え方はもちろんありますけれども、自治省の窓
口を出たものがすぐ提案できるわけのものでもあ
りませんので、その辺はよく御丁寧にいただき
たいと思います。

○伏木委員 いまの御答弁によりますと、今週中
に自民党で大体まとまる、したがって、直ちにそ
の後省内でまとめまして政府へ提出する、国会の
ほうへ提出する、大体自民党の意見のまとまる一
週間後に作業の日程をとった、自民党で案がまと
まった後に即座に提出できる、こう理解してよろ
しいでしょうか。

○赤澤国務大臣 なかなかそう簡単にはまいらぬ
と思います。自民党は意見調整しておりますけ
れども、やはり方向としては答申の線を尊重する
というところで、いろいろ私のほうの選挙制度調査
会の会長も努力をしておられるようございまし
て、やはりいろいろ議論がたくさん出ておりま
す。しかし、本国会にぜひ出したいという考え
方を私は持っておりますので、やはりある程度党
の意見の方向が見つかつたところで自治省
と意見の調整もいたしまして、そしてまず正式の
党の機関にかける。こういう考え方でございま
す。やはりどういふ横やりが出てくるかも知れ
ませんが、党のほうにはぜひお願いをいたしまし
て、自治省で固めました案ができたなら、ぜひこ
れを早く党内を通していただきたい。かように考
えておりますが、しかし、今週中に一応この選挙制
度調査会案がまとまって、おそろしく会長試案と
いう形ででも出るのじゃないかと想像するわけな
んです。それが即法案になると考えていただい
ては困るのでございまして、まどろっこしいよう
ですけれども、そのところはよろしく御勘考をお
願いたします。

○伏木委員 規正法につきましては、所管の大臣
としてひとつ積極的に党内を喚起して、お願いし
たいと思います。

もう一つ問題になるのは、毎日新聞によりま
す。七月に第八回の参議院の通常選挙が行なわ
れますけれども、この際、新成人が百万人失権に
なるのではないかとというような見出しで、大きく取
り扱われております。すなわち、百万人のうち、現
行法の欠陥で約六十万人ぐらゐる実権がなくなり
ながら選挙ができない、残りの四十万人は登録制度
が複雑なために、名簿に対して申し出をしなかつ
た者が四十万ほどいるのではないかと、極めて百万
からの新有権者が、参議院選に、権利を有しな
がらできないのではないかと、こういう問題がある。
これは非常に大きな問題だと思ひます。自治省と
してはこれについてどういふお考えでいらつしや
るか、その点を承りたい。

○赤澤国務大臣 公選法の改正も、ぜひ早く提案
いたしまして御審議の対象にしたいと思ひており
ますが、ただ、公選法の改正と申しまして、自
由化の方向でいろいろ問題点を詰めております。
その煮詰まったものから一つづつ国会に出すとい
うわけになかなかまいりませんので、私どもとい
たしましては、今国会ではやはり公選法の改正と
いうことですべてを一本にまとめて、一日も早く
御審議をわすれずして議決していただきたい、か
ように考えておる次第であります。

○伏木委員 自治省のお考えでは、自由化とあ
わせてこの問題も解決していきたいということご
ざいます。自由化につきましても、新聞紙上
で見ましても、またこの委員会において私しばし
ば質問した上からも、党内の調整等複雑な問題が
あるというようにも聞いております。これが必
ず通過するということには限らないと思ひます。
国会審議の経過を経てみなくてはわからない問題
です。したがって、これとあわせて出した場合
に、万が一の場合、いろいろ意見調整ができずし
て、この自由化の問題が国会を通過しないとい
うような場合も十分想定できるわけですね。そうし

場合、ともに出てきた、現在権利を有しておりな
がらできない百万の人が、運動の自由化の問題と
ともに、この人たちが選挙ができなくなつてしま
う、失格してしまうというような問題をおそれる
わけですが、そのような事態になつた場合、この
百万の有権者に対してはどういう処置をとられる
のか、どのようなお考えをお持ちなのか、承つて
おきたいと思ひます。

○赤澤国務大臣 今国会も、延長しなくても五月
の二十六日ですが、まだ三月でございします。か
ら、まだまだこういつた問題を御審議願うにいた
しまして時間も時間はあるわけでございます。まあ国
会を延長するといううわさも聞かぬでもないです
けれども、いまそういう問題について、これは
名簿だけ切り離してやるのか、あるいは通らな
かつたらどういふ措置をするのかというのを申し
上げる段階ではないかと考えております。

○伏木委員 それは、大臣のお考えはちよつと甘
いのではないと思ひます。ということでは、現在
新有権者約五〇〇万登録漏れがあつたというよう
な裏には、啓蒙の不徹底、PRの不十分というこ
とが十分想定できるわけですね。かりに五月一ぱい
国会があるからといって、ぎりぎりになつてこれ
がきまつて、六月一日現在登録のこの問題に間に
合はせることが、自治省としてそんなに簡単にで
きるか。全国民にこれを徹底するということ、
五月末にきまつてどのように器用におやりになる
つもりか知りませんが、そんな一週間や十日
でももつてこれができるとお思ひになつてゐるの
ですか、自治大臣は。それは考え方がちよつと甘
いように思ひます。したがって、私どもがこの
問題で早急に見解を出していきたいところ
は、そこにあるわけですね。

○赤澤国務大臣 これは何も唐突な問題ではござ
いしませんので、そうなる、通るというについ
ての心がまえはそれぞれ地方でもあるわけござ
いますので、私は、通りさえすればすぐこれが各
府に登録になるものと考えております。
○伏木委員 ですから、私が聞いていることは、

通りさえすればということでは、もう事前に啓蒙を
すべきだ。各地方の団体において、六月一日には
この法案が通る、したがって地方の選挙等におい
ては六月一日を想定して啓蒙に入るべきだ、こう
私は解釈してよろしいでしょうか。

○赤澤国務大臣 もちろんこれは自治省でやるべ
きこととございします。十分通るという可能
性を想定いたしまして、そういうことは引き続き
てやらなければならぬと考えております。

○伏木委員 自治省でこれはおやりになるという
点ですが、実は私も各地方の何カ所かの選挙に聞
きましたけれども、だいたい問い合わせが来てい
る、選挙でも返事に困つてゐるといううやうな声
を、私は地方の選挙から聞いております。それで
いまお伺ひしているわけなんです、これは早急
に——もちろん、法案の通過の早いものを、断
定的に自治省が通達等を出すわけにいかぬと思ひ
ます。しかし、この新有権者に対して権利を与え
るということは、これはイデオロギーの問題を越え
まして各党一致して了解できる点でもあるし、ま
た、自治省自体もこれについては積極的なお考え
のようでありまして、したがって、自由化とあ
わせて出した場合に、万が一自由化の問題になつ
て、そして国会の審議がおくれているからというこ
とで各地方の選挙に対する指示がおくれるようなこ
とがありますと、せっかく通過したとしても、指
示の徹底あるいは選挙民に対する啓蒙のおくれか
ら、期間のなさから、同じような問題を残してし
まうという点を私は憂へるわけですね。したが
って大臣のお考えを承つてゐるわけですが、かりに自
由化の問題が困難になつた場合、たとえばこれだ
けでも切り離して通していくとか、もちろんそれ
は自治省では言えないことではしょうけれども、何
かお考えを持て、それでこの百万の有権者に対
しては絶対迷惑をかけないのだ、期待にこたえら
れるようにするのだ、こういうお考えをお持ちか
どうか、重ねて承つておきます。

○赤澤国務大臣 先ほど言われますように、もう
それぞれの選挙で問い合わせが殺到したり返答に

昭和四十三年四月一日印刷

昭和四十三年四月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局